

# 五戸町から転出される方へ

五戸町にお住いの間は、町政へのご理解とご協力、誠にありがとうございました。

◆転出後に必要な役場内の手続きについて簡易的にまとめております。

該当項目のある方は、各担当課の窓口での手続きを忘れずをお願いします。

◆それぞれの事情により、追加の手続き及び必要書類がある場合もございます。

詳細は、各担当課で確認してください。

◆転出後、新しい住所に住み始めてから14日以内に転入手続きをしてください。

正当な理由なく手続きをしないときは、過料に科せられる場合があります。

◆転入の手続きには、以下のものがが必要です。

①転出証明書 ②届出人の印鑑 ③届出人の本人確認書類(運転免許証等)

※代理人が転入手続きをする場合、委任状が必要となります。

◆転入の詳細は、新住所地(転出先)の市区町村役所へお問い合わせください。

\*都合により転出を取りやめることになった場合、転出証明書を持参の上、住民課で転出取消の手続きをしてください。



## 五戸町役場

〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館21番地1

電話:0178-62-2111(代表)

HP:<http://www.town.gonohe.aomori.jp>

開庁時間:月~金 8:15~17:00(祝日、年末年始を除く)

◆以下に当てはまる方は、転出の届出後にそのまま住民課で手続きしてください。

	チェック	対象となる方	手続きのご案内
印鑑 マイ ナン バー 関係		印鑑登録している方	印鑑登録証を返却してください。(自身での処分も可) ※登録は転出(予定)日到達で自動廃止されます。
		住民基本台帳カード、又は 個人番号(マイナンバー) カードをお持ちの方	五戸町での手続きはありません。 新住所地にカードを持参して、継続手続きをしてください。 暗証番号(数字4桁)の入力が必要です。
		個人番号(マイナンバー) カードに電子証明書機能を 搭載していた方	五戸町での手続きはありません。 新住所地にカードを持参して、継続手続きをしてください。 暗証番号(数字16桁)の入力が必要です。
		通知カードをお持ちの方	海外転出の場合、五戸町で返納届をしてください。
保 険 証		国民健康保険証をお持ちの方	資格喪失手続きがあります。 転出する方全員の保険証を持参してください。
		進学、就学等のために 五戸町から転出する方	該当する方には学生特例手続きをご案内します。 学生証、又は在学(合格)証明書等が必要となります。
		施設入所のために 五戸町から転出する方	該当する方には住所地特例手続きをご案内します。 入所(在所)証明書等が必要となります。
		後期高齢医療制度の保険証を お持ちの方	県外転出の場合は資格喪失、県内転出の場合は 資格変更の手続きを行います。 転出する方全員の保険証を持参してください。
		県外の施設入所のために 五戸町から転出する方	該当する方には住所地特例手続きをご案内します。 入所(在所)証明書等が必要となります。
年 金		国民年金に加入、又は 国民年金を受給している方	五戸町での手続きはありません。 年金証書、年金手帳を持参して新住所地で確認ください。
		海外へ転出される方	希望により任意加入手続きができます。 年金手帳、通帳、通帳印を持参してください。 ※出国前に手続きをしてください。

◆ご自身に当てはまる項目を確認の上、住民課で転出完了後に各課の窓口でそれぞれ手続きをしてください。

	チェック	対象となる方	手続きのご案内	手続き先 (担当課)
子どもに関する手続き		児童手当を受給している方	受給事由消滅の手続きをしてください。 ※対象の子どもが転出する場合のほか、 受給されている保護者の方のみが転出される場合も手続きが必要です。	福祉課 福祉班  直通電話 62-7955
		幼稚園・保育所等に 通っているお子さんがいる方	退所等の手続きをしてください。	
		ひとり親家庭等医療費 助成を受給している方	受給資格消滅手続きをしてください。 受給者証は返納してください。	
		児童扶養手当、又は 特別児童扶養手当を 受給している方	住所変更等の手続きをしてください。 ※対象の子どもが転出する場合のほか、 受給されている保護者の方のみが転出される場合も手続きが必要です。	
		児童クラブを利用している方	退所届の提出をしてください。	
		乳幼児等医療を 受給している方	受給資格消滅手続きをしてください。 受給者証は返納してください。	健康増進課  直通電話 62-7958
		妊娠中の方 (妊婦健診受診券について)	五戸町での手続きはありません。 ※転出後、受診券は使用できません。新住所地に 母子健康手帳を持参して手続きをしてください。	
福祉		小・中学校に在学している お子さんがいる方	転校等に関する確認がありますので 教育課へお立ち寄りください。	教育課 直通電話 62-7964
		障害者手帳をお持ちの方 (身体、愛護、精神)	五戸町での手続きはありません。 ※新住所地に各手帳を持参してください。	福祉課 福祉班  直通電話 62-7955
		障害児福祉手当 特別障害者手当 等の 福祉手当を受給している方	資格喪失手続きをしてください。	
		重度心身障害者医療費 助成を受給している方	資格異動(喪失)手続きがあります。 受給証、又は受給決定通知書、認印を持参して ください。	
		障害福祉サービス 障害児通所支援を 受給している方	受給者証返還手続きがあります。 障害福祉サービス受給者証、又は 障害児通所支援受給者証を持参してください。	
	自立支援医療を 受けている方	五戸町での手続きはありません。 ※新住所地での手続きとなります。		

◆ご自身に当てはまる項目を確認の上、住民課で転出完了後に各課の窓口でそれぞれ手続きをしてください。

	チェック	対象となる方	手続きのご案内	手続き先 (担当課)
介護		介護認定を受けている方	受給資格証明書の交付手続きがあります。 転出証明書、介護保険証を持参してください。	福祉課 介護保険班
		特別養護老人ホームや有料老人ホーム等の住所地特例施設に転出する方	介護保険証等の住所変更手続きがあります。 転出する方の介護保険証、負担割合証(お持ちの方のみ)、負担限度額認定証(お持ちの方のみ)を持参してください。	直通電話 62-7956
住まい		町営住宅から退去される方	異動の最終手続きがあります。 転出証明書を持参してください。	建設課 直通電話 62-7961
		五戸ケーブルテレビに加入している方	施設脱退等の手続きがあります。 総合政策課へお立ち寄りください。	総合政策課
		若者定住支援事業補助金(アパート家賃補助)を受給している方	転出時点でまだ喪失手続きを行っていない方は総合政策課へお立ち寄りください。	直通電話 62-7952
税関係		海外へ転出される方	納税管理人申告手続きをしてください。 ※「納税管理人」とは、納税義務者に代わり納税に関する一切の手続きを行う方をいいます。	税務課 直通電話 62-7954
		原付バイク、又はトラクター等の小型特殊自動車をお持ちの方	廃車又は名義変更の手続きがあります。 ナンバープレート・認印を持参してください。	
選挙		海外転出される方で、日本の選挙へ引続き投票したいという意思のある方	在外選挙人名簿登録手続きをしてください。 〔住民課窓口での申請も可能です〕 ※出国後、速やかに管轄の在外公館に在留届を提出してください。	総務課 直通電話 62-7950
犬		犬も一緒に引っ越す場合	五戸町での手続きはありません。 新住所地に五戸町の鑑札を持参してください。	健康増進課 直通電話 62-7958
		犬が五戸に残る場合	飼主の変更手続きをしてください。	
車		自動車をお持ちの方 (名義人となっている方)	住所変更手続きを、下記の場所でしてください。 普通自動車…最寄りの地域県民局県税部、東北運輸局 軽二輪(125cc超～250cc以下)…八戸自動車検査登録事務所 軽自動車(軽三輪・四輪)…軽自動車検査協会 二輪の小型車…八戸自動車検査登録事務所	